

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年3月から同年6月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から47年5月まで
② 昭和58年3月から同年6月まで

申立期間①については、両親に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料は集金人に3か月に一度納付していた。申立期間は納付していたと思うので、調べてほしい。

また、申立期間②については、厚生年金保険に加入するまで、国民年金の保険料を付加保険料と一緒に引き続き納付していたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、社会保険事務所が保管している特殊台帳において、昭和58年3月から同年10月まで納付されていた国民年金保険料と付加保険料が同年12月28日に厚生年金保険との二重納付のため還付決定された旨の記載が有るが、申立人が厚生年金保険に加入したのは、同年7月であることが社会保険庁のオンライン記録において確認できることから、この還付は同年7月以降分とすべきものであり、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

2 一方、申立期間①については、申立人は、両親から勧められて国民年金に加入し、3か月に一度集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月23日に申立人が国民年金に任意加入したこ

とに伴い払い出されていることが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳により確認でき、任意加入の場合、さかのぼって国民年金の被保険者となることができないため、申立期間は未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和58年3月から同年6月までの国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から56年3月まで

私が20歳になったころ、亡くなった母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。父母は納付済みであるのに私のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたとしており、申立人の母親及び父親は、昭和36年4月から60歳になるまで保険料をすべて納付し、46年10月からは付加保険料も納付しているなど、申立人の母親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、56年5月ごろに払い出されていることが、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者記録から確認でき、申立人の母親は、このころに申立人の国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、この時点では、当該期間の国民年金保険料は、過年度保険料として納付が可能であり、A県B郡C町（現在は、D市）では、過年度分保険料の納付を希望する場合は、過年度保険料の納付書を発行していたことが確認でき、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続きを行った際に、過年度保険料の納付書の交付を受け、当該期間の保険料を納付したのと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和52年1月から54年3月までの国民年金

保険料は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行った時点では、既に時効により納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の母親が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立の内容要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から45年3月まで
② 昭和48年5月

申立期間①については、A県B市で就職した際、同市の国民年金の係と思われる女性に、20歳になったので国民年金に加入するように勧められ、加入の手続をした。国民年金保険料は250円で毎月集金に来ていたと記憶している。

また、申立期間②については、C県D町（現在は、E市F町）へ転居してからは、昭和48年4月から国民年金保険料を納付し、その後就職したが、未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、社会保険事務所が保管する特殊台帳においてC県D町で申立期間を含む昭和48年4月から49年3月まで国民年金保険料を納付したことが確認でき、このうちの48年5月から49年1月までの保険料については、申立人が厚生年金保険の被保険者となったため、50年4月1日に還付決定されていることが特殊台帳において確認できる。しかし、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が厚生年金保険の被保険者となったのは48年6月1日からとされている上、49年2月及び同年3月についても国民年金保険料と厚生年金保険料が重複して納付されているにもかかわらず当該時点では還付されていなかったなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

一方、申立期間①については、申立人が当時居住していたB市において、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人が所持する昭和45年6月8日発行の国民年金手帳は現年度保険料として納付したことを示す検認印が無く、これは同市が保管する国民年金被保険者名簿の納付記録とも一致することから、申立人は、申立期間の保険料を現年度納付しなかったものとみるのが相当である上、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年7月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の保険料を納付するには過年度保険料として納付することが必要であるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から同年9月まで

昭和62年4月に就職した会社では、すぐに厚生年金保険には加入させてもらえなかったため、引き続き、国民年金保険料の納付を続けていたはずであるので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和59年3月30日に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間中は、国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、A市の保管する国民年金収滞納リストから納付日が確認できる昭和60年4月から申立期間直前の62年1月までは2か月ごとに納付期限内に納付している上、申立期間中の同年4月に、申立人は就職をし、当時の会社では、入社して半年後から社会保険に加入する方針であったため、申立人は入社時に厚生年金保険に加入できない旨の説明を受けていたとしていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を引き続き納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年3月まで

申立期間当時は、私たち親子は呉服商を営み、私が社長、弟が監査役であり、母親が私、弟及び母親自身の国民年金保険料を支払っていた。申立期間について、母親と弟は保険料を納付しているのに、社長である私が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立人、申立人の弟及び母親自身の国民年金保険料を納付していたとしており、保険料納付の前提となる3人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、いずれも昭和42年2月に払い出されていることが確認できることから、申立人の母親は、このころに申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行った上記の時点では、申立期間については過年度納付が可能である上、申立人の母親及び弟は昭和41年12月3日に申立期間である39年10月から41年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが社会保険事務所が保管する特殊台帳により確認できることから、申立人の母親が申立人の保険料についても過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から63年4月まで

申立期間の国民年金保険料については、納付書が郵送されて来たので、夫が郵便局の窓口で納付してくれた。その領収書は、年末調整の際に会社へ提出したため、残っていないが、確かに納付しているので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の被保険者の資格取得日から、昭和63年6月ごろ払い出されたものと推認でき、同年5月6日付けで、62年10月1日に取得した国民年金第1号被保険者資格から第3号被保険者資格へ種別変更していることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点において、申立期間の保険料を納付するには過年度及び現年度納付によることとなるが、当時、社会保険事務所では、未納とされている過年度保険料が有った場合、さかのぼって納付が可能な保険料の納付を勧奨するため納付書を発行することが通例であったことが確認されている上、同庁のオンライン記録から平成元年9月7日にも申立人に対し納付書を作成した旨の記録が有ることから、申立人の夫が、それぞれ送付されて来た納付書で郵便局において申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都厚生年金 事案 780

第1 委員会の結論

申立人は、有限会社Aに係る申立期間のうち、平成19年1月から20年4月までは、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち19年1月から同年8月までの標準報酬月額は15万円、同年9月から20年4月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成19年1月から20年4月までの期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月1日から20年5月25日まで

私が勤務していた有限会社Aに関する平成16年6月1日から20年5月25日までの社会保険庁に記録されている標準報酬月額が間違っている。事業主に申し出た結果、間違っているところはすべてさかのぼって訂正する旨事業主は私に約束したが、会社から社会保険事務所に訂正届が提出されていない。給与明細書等の資料を所持しているので、社会保険庁の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書から、申立期間のうち、平成19年1月から20年4月までは、その主張する申立人の給与支給額から算出される標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成19年1月から20年4月までの標準報酬月額については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、19年1月から同年8月までの標準報酬月額は15万円、同年9月から20年4月

までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所が保管していた平成18年度及び19年度の健康保険厚生年金保険報酬月額算定基礎届が社会保険庁の記録と同じ報酬月額で届け出されていることから、事業主は、同給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年6月から18年12月までの期間については、申立人の所持する給与所得の源泉徴収票及び確定申告の控えに記載されている厚生年金保険料の額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を超えてないと認められる。

このほか、申立人の申立期間のうち、平成16年6月から18年12月までの期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、平成16年6月から18年12月までの期間に主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県B市役所における資格喪失日に係る記録を平成8年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月31日から同年8月1日まで
平成7年8月1日からB市役所に勤務し、8年7月31日付けで退職した。その間保管している給与支払明細書のとおり、厚生年金保険料が12回控除されている。しかし、社会保険庁の記録では11か月しか厚生年金保険の加入期間がないので、申立期間を加入期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県B市役所の「雇用通知書」及び給与明細書により、申立人が申立期間にB市立C保育所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成8年7月31日の資格喪失日の資格喪失確認通知書があることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 782

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から同年3月1日まで

私は、株式会社Aを昭和51年2月末日に退職したが、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、資格喪失日が同月29日となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける申立期間当時の経理担当者の供述により、申立人が当該事業所において昭和50年6月1日から51年2月末日まで勤務していたことが推認できる。

また、申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書離職証明書（事業主控）において、昭和51年1月26日から離職日までの期間も給与支払対象期間であることが記載されており、経理担当者は「給与の支払締日は毎月25日であり、厚生年金保険料は当月控除であったので、2月末日まで在職していれば2月分の給与から厚生年金保険料は控除されていたと思われる。」と供述していることから、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと考えられる。

さらに、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日

は昭和 51 年 2 月 29 日と記録されているが、この日は日曜日であり、申立期間当時は営業日ではなかったことから、当該事業所の事務担当者の勘違いにより厚生年金保険の資格喪失届を社会保険事務所に提出したことも否定できない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 51 年 1 月の記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日が雇用保険の記録と一致していることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 2 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から51年3月まで

私の国民年金は、父親が20歳のお祝いにこれから掛けてあげるよと言って、国民年金に加入し、国民年金保険料を支払ってくれていたと記憶しており、その旨を記載した書付も保管している。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を20歳のお祝いにこれから掛けてあげるよと言っていたことを記憶しており、その旨を記載した書付(メモ)も保管していると主張しているが、この書付には、「国民年金記号A、番号B」と記載されており、当該国民年金手帳記号番号は昭和52年1月にC市において初めて払い出されたものであることが社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び同市の被保険者名簿で確認できることから、申立人の父親は、このころに申立人の国民年金加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の保険料の一部は時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からも保険料をさかのぼって納付したとの主張は無い。

また、上記の書付には「初めて被保険者となった日」として昭和43年2月2日と記載されていることから、申立人は、同年同月から国民年金保険料を納付していたとも主張しているが、「初めて被保険者となった日」とは、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した日を示すもので

あり、このことをもって申立人が申立期間の保険料を納付していたものとみることはできない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、婚姻前後の氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年11月まで
私の国民年金は、昭和36年4月に夫や同居していた母親や伯母に勧められて加入した。当時、私は町内の役をしていて同年4月には国民年金の資料を10軒余りの家庭に配布して説明も行い、国民年金の申込書を回収した。申立期間の国民年金保険料は毎月集金人に月額300円ぐらいを支払い、その後、39年からは1年分をまとめて支払い、国民年金手帳に領収印を押してもらっていた。未納となっているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所の保管する特殊台帳において申立人の国民年金資格取得日は41年12月7日と記載されており、国民年金手帳記号番号払出簿により、任意資格で払い出されていることが確認できることから、申立人は、この日に国民年金に任意加入したものと推認され、任意加入の場合、さかのぼって国民年金の被保険者となることができないため、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和36年4月から国民年金保険料を集金人に納付してきたと主張しているが、A市における集金人制度の開始は37年9月からであり、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、公立中学校の講師を昭和 60 年 3 月に退職したため国民年金に加入した。その後、社会保険事務所から国民年金保険料未納の通知が来たので、退職金で 8 万円ぐらいを 61 年 6 月ごろ郵便局で納付した。その領収書は、実家に持ち帰っていたが、実家の倉庫が火事で焼けてしまったので今は無いが納付したことは覚えている。

納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 3 月に公立中学校を退職後、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を郵便局で一括納付したと主張しているが、申立人が所持している年金手帳に初めて被保険者となった日として 61 年 8 月 1 日と記載されており、同日に第 3 号被保険者（被用者年金各法の被保険者の被扶養配偶者）の資格を得ていることから、申立期間は未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得日から昭和 62 年 1 月ごろに払い出されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月、43年8月から同年10月までの期間、44年10月、45年2月から47年12月までの期間及び55年12月から平成5年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月
② 昭和43年8月から同年10月まで
③ 昭和44年10月
④ 昭和45年2月から47年12月まで
⑤ 昭和55年12月から平成5年11月まで

国民年金保険料を納付した時期は、20年か25年以上前になると思う。納付した金額も明確には覚えていないが、驚くほどの金額であり、10万円や20万円ではなかったことだけは覚えている。当時は商売をしており、支払うことができたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、20年か25年以上前に10万円や20万円ではない驚くほどの金額を納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁のオンライン記録により資格取得日が特定できる申立人の前後の被保険者の資格取得日が平成7年12月であることから、同年同月ごろに払い出され、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間は、2年間の時効にかからない5年11月を除き、納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、平成5年12月から7年3月までの国民年金保険料を8年1月16日から同年8月6日までの間に、7年4月から8年7月までの現年度納付（18万9,600円）に併せて過年度納付（17万5,200円）したことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

また、申立人について、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが該当者は見当たらない上、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は、妻の母親から、年金は将来のために必ず加入するように言われたので、国民年金にさかのぼって加入することとし、昭和43年1月ごろにA市役所で加入手続をして納付書を受け取り、同年3月ごろ同市役所か銀行又は郵便局で36年4月までさかのぼって国民年金保険料3万6,900円を一括納付したと記憶している。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、同年3月ごろ国民年金保険料を36年4月までさかのぼって納付したと主張していたが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により49年7月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

なお、申立人は、昭和49年10月29日から50年10月1日までの間に6回にわたり、43年4月から49年3月までの国民年金保険料を特例納付及び過年度納付したことが社会保険事務所が保管する特殊台帳により確認でき、この納付は、国民年金の老齢年金を受給するために必要な25年(300か月)の納付期間を満たすために、申立人が35歳となった昭和43年度までさかのぼって納付したものとみるのが相当であり、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の妻が、申立人と同様に35歳となった42年度までさかのぼって納付していることとも符

合する。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、既に厚生年金保険被保険者期間とされている期間を除く申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 11 月 27 日から 24 年 3 月 9 日まで
② 昭和 24 年 3 月 10 日から 25 年 10 月まで
③ 昭和 25 年 10 月から 26 年 3 月まで
④ 昭和 26 年 3 月から 28 年 3 月まで

私は昭和 21 年 11 月 27 日から 28 年 3 月まで駐留軍に雇用され、上記①から④の申立期間にそれぞれ、A、B、C、D・Eで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が私の記憶と違っているため、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

全申立期間について、申立人の供述する勤務場所の建物が、当時進駐軍に接収されていたことが確認でき、また申立期間①、③及び④については、当時、進駐軍施設に勤務する日本人従業員は、進駐軍施設の所在する都道府県に設立された渉外労務管理事務所で行われていたが、F 渉外労務管理事務所が所管する進駐軍施設に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、施設名がG、H、I、Jと記された名簿が確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該施設に勤務していた可能性がある。

しかし、申立期間のうち昭和 24 年 3 月 31 日までの期間については、23 年 12 月 1 日の厚生省保険局長の通達によると、進駐軍労務者は 24 年 1 月 1 日以降、国の事務所に使用される者として、健康保険法及び厚生年金保険法の強制被保険者として適用することとされており、また、上記の名簿において、

同年4月1日より前に被保険者資格を取得している者がおらず、社会保険庁の記録から、他府県の渉外労務管理事務所についても、同年4月1日以降に適用事業所となっていることが確認できることから、実際の適用が行われたのは同年4月1日からと推認されるため、それより前の期間に、申立事業所において、申立人が厚生年金保険の被保険者となることは考え難い。

また、申立期間のうち昭和26年7月1日以降の期間については、同年7月3日の厚生省保険局長の通達によると、連合国軍要員のうち、クラブ、PX、ホテル、劇場、宿舎などの非軍事的業務に使用される者は、同年7月1日以降においては雇用関係の切替えによって、政府の直備使用人としての身分を喪失し、同日以降、クラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は、健康保険法及び厚生年金保険法の強制被保険者とならないとされていることから、同年7月1日以降、申立人が申立事業所において、厚生年金保険の被保険者となることは考え難い。

さらに、申立人が勤務していたとするすべての施設について、上記の名簿を確認したが、Bは、該当すると思われる施設が確認できず、A、C、D、Eについては、施設名がG、H、I、Jと記された名簿を確認したが、H、Jの名簿には申立人の氏名の記載が無く、G、Iの名簿では、既に申立人の被保険者期間として記録されている期間以外には、申立人の記録は確認できない。

加えて、F 渉外労務管理事務所の資料を保管するK県L部M課に申立人の進駐軍での勤務記録について照会したところ、申立人の記録を確認できる資料として、「昭和26年度切替に伴う退職者名簿」の提供があり、2か所の現場において申立人の記録が確認できるが、申立人の勤務期間は社会保険庁の記録と一致している。

なお、上記退職者名簿において、昭和24年4月1日から25年7月11日の期間については、併記された同じ現場の従業員は同じ退職日であり、退職理由に「整理」と記載され、退職手当と解雇手当の支給が記載されていることから、同じ現場の従業員全員が同日に整理解雇されたと推認できるほか、25年8月21日から26年6月30日の期間についても、併記された同じ現場の従業員は、同じ退職日であり、上記の通達において、雇用関係の切替えによって、政府の直備使用人としての身分を喪失するとされている日と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、既に厚生年金保険被保険者期間とされている期間を除く申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から同年9月30日まで

A株式会社B製作所における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が昭和19年10月1日からとなっているが、入社時期も仕事の内容も全く同じであった同僚の被保険者資格取得年月日は同年6月1日である。社会保険業務センターは、「昭和19年6月1日から19年9月30日までの4か月については、保険料の徴収を行っていない法律の施行準備期間であることから、被保険者期間とされない」と回答しているが、同じ時期に勤務していた同僚と資格取得年月日が異なることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA株式会社B製作所において、軍用機用排気タービンの設計・開発実験等を行う技師であり、社会保険庁の記録では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和19年10月1日と記録されているが、申立人と同時期に入社し同じ技師であった同僚の厚生年金保険の資格取得日は同年6月1日と記録されていることから、当該同僚と同じ資格取得日に訂正されるべきだと主張している。

しかし、これについて社会保険事務所の保管するA株式会社B製作所に係る労働者名簿には、申立人と上記同僚の厚生年金保険の資格取得日は、共に昭和19年6月1日と記載され、さらに「改」という記載がされている。これについてC社会保険事務局に照会したところ、「改」の記載は、当時新たに厚生年金保険法の対象となった者を示す表示であって、申立期間は、同年10月1日から同法における保険料の徴収が開始されるまでの準備期

間であることから、制度上、申立人の年金記録を訂正することはできないという回答があり、制度上も厚生年金保険に加入していたとは考えられず、申立人の厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

また、A株式会社D製作所に照会したところ、当時のA株式会社（旧E社）と現在の会社は別会社であり、申立人の厚生年金保険に係る資料は保管していない旨の回答であった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 37 年 3 月まで
昭和 34 年 4 月から 37 年 3 月まで、A 市 B 区の C 社で勤めていた期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市 B 区を所在地とする C 社という名称の事業所について法務局に照会したところ、商業・法人登記に係る記録からは申立事業所の存在は確認できず、不動産登記においても、A 市 B 区 D 町 E 番地の所有者が C 社及び F という姓の者であった記録は確認できない。

また、申立人は、上記の事業所所在地に当時、事業主が居住していたとしていることから、A 市 B 区役所に照会したが、上記の住所において申立人の記憶する事業主氏名の住民票及び戸籍は確認できなかった。

さらに、社会保険庁の記録では、A 市 B 区を所在地とする C 社という名称の事業所が社会保険の適用事業所となった記録は無い。なお、「C」という文字を含む名称の事業所で、G 県内で適用を受けているものが 4 事業所あり、これらの健康保険厚生年金保険被保険者名簿をすべて調査したが、申立人、申立人の記憶する事業主、事業主の家族、同僚のいずれの氏名も記載が無かった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 10 月 10 日から 19 年 2 月 8 日まで
② 昭和 20 年 1 月 15 日から同年 3 月 9 日まで

昭和 17 年 10 月 21 日から 25 年 4 月 15 日までの期間、A 株式会社 に籍を置き、甲板員として船に乗っていた。その間は船から降りていた期間も給与を貰っていたので、下記の申立期間について船員保険の空白期間があるのは納得がいかないで調査してほしい。

申立期間①については、B 会所属の C 丸に乗り組んでいたときに撃沈され、救助の後帰国し遭難手当と有給休暇を取得したが、休暇は使わず B 会の命令で、D 丸や E 丸に乗船していたのに船員保険の空白期間がある。

申立期間②については、船名は F 丸だったと思うが乗船していた期間である。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務局が保管する A 株式会社 に係る船員保険被保険者名簿の記載内容及び同僚の供述により、申立人が昭和 17 年 10 月に当該事業所に入社し、その後 C 丸等に乗船していたことは認められるが、上記同僚を含む複数の同僚に照会しても申立人の当該事業所における正確な勤務期間及び給与から船員保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

また、A 株式会社 は平成元年に解散し、申立期間当時の事業主及び役員の所在は不明であり、当時の関係資料の存否も不明であることから、申立人の当該事業所における勤務実態及び給与から船員保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、当時賃金の支払いをしていたとされるB会（昭和25年5月にG会に名称変更）は、昭和27年に解散しているため賃金台帳等関連資料は無く、申立期間において申立人の給与から船員保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 787

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 10 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 2 月 10 日に A 企業組合内の B 製作所に入社し、32 年 6 月 1 日まで機械工として勤務していたが、31 年 2 月 10 日から同年 9 月 1 日までの 7 か月間が厚生年金保険の加入記録から漏れている。社会保険、失業保険共に控除されていたので申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 企業組合の B 製作所に勤務していた事業主の親族等の供述から、申立人が申立期間において、B 製作所で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 企業組合は解散し、当時の A 企業組合の代表理事及び B 製作所の事業主も既に亡くなっており、当時の賃金台帳等関連資料の存否も不明であるため、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、当時当該事業所に勤務していた複数の従業員に照会したところ、従業員の中には「私も入社後 6 か月以上厚生年金保険の加入期間が無い」と述べている者もみられる上、申立人が当時の同僚と記憶している者の中には、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い者も 2 人みられることから、当時当該事業所においては、すべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されて

いた事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

私は、昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 30 日まで A 企業組合に勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、31 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は、同年 4 月から事業主により厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に A 企業組合に勤務していたことは認められるが、当該事業所は平成 8 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年に解散している上、当該事業所の清算人に照会しても、当時の給与明細書等、関連資料は保管されていないため、申立てに係る事実は確認できない。

また、申立期間に当該事業所において社会保険実務を担当していた担当者に照会しても、申立人に係る社会保険の加入手続等に関する供述を得ることができず、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、社会保険事務所の A 企業組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和 31 年 4 月に同期入社したとしている 5 人の同僚について確認したところ、上記名簿に氏名が記載されていない者一人を除く他の 4 人については、申立人と同様に同年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、上記 4 人のうち回答が得られた

二人については、申立人と同じく同年4月に当該事業所に入社した旨供述していることから、当時当該事業所では、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、「健康保険証が入用なため、昭和31年4月から健康保険と同時に厚生年金にも加入していた。」と供述しているため、申立人が受診したとしているB病院（現在は、C医院）及びD医院に照会したが、昭和31年の診療記録は保管されていないため、当時申立人が健康保険証を所持していた事実については確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 7 月 31 日まで
② 昭和 45 年 8 月 1 日から 47 年 3 月 4 日まで
③ 昭和 47 年 3 月 5 日から 48 年 3 月 31 日まで
④ 昭和 49 年 8 月 27 日から 50 年 3 月 31 日まで

昭和 44 年 9 月から 47 年 3 月まで A 株式会社勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 45 年 8 月 1 日になっており、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②について、A 株式会社の給与は、歩合制で 20 万円から 28 万円であったにもかかわらず、社会保険庁の記録では標準報酬月額が大きく下回っている。

申立期間③については、昭和 47 年 3 月から B 工場に勤務していたが、社会保険庁の記録では資格取得日が 48 年 4 月 1 日になっており、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間④については、C 工場には昭和 50 年 3 月末まで勤務していたが、社会保険庁の記録では資格喪失日が 49 年 8 月 27 日になっており、厚生年金保険の加入記録が無い。

これらの申立期間について、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち昭和45年4月1日からA株式会社（現在は、改組してD有限会社）に勤務していたことは推認できるが、当該事業所に照会したところ、現在の事業主は、当時の事業主は既に亡くなっており、当時の関連資料を保管していない旨回答していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立期間当時、A株式会社に勤務していた複数の元同僚に照会しても、いずれも申立人について記憶している者はいないことから、申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認するための供述を得ることはできない。

申立期間②について、申立人は、「申立期間における給与は20万円から28万円であり、標準報酬月額も給与に見合った20万円から28万円とすべきであったにもかかわらず、社会保険庁の記録では5万2,000円から13万4,000円となっており、大きく相違している。」と主張しているが、申立人の標準報酬月額は、昭和45年8月1日から46年10月1日までは10万円、同年11月1日には13万4,000円に改定されていることが確認でき、これは当時の標準報酬月額の上限額となっている。

また、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額を、申立人と前後して入社している元同僚の標準報酬月額と比較すると、その中では最も高い標準報酬月額が記載されており、申立人の標準報酬月額が低い金額で届け出られていたとは考え難い。

申立期間③について、申立人の供述においても申立人の勤務期間は明確ではなく、B工場（現在は、改組してE株式会社）に照会したところ、申立期間当時から勤務している現在の事業主は、申立期間において申立人は勤務していなかった旨の供述をしており、当該事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日が昭和48年4月1日と記載されていることから、事業主が社会保険庁の記録どおりの届出をしていたことが確認できる。

また、申立期間にB工場において厚生年金保険加入記録のある複数の元同僚に照会しても、申立人について記憶している者はいるものの、具体的な勤務期間まで記憶している者はみられないことから、申立てに係る事実を確認することはできない。

申立期間④について、C工場は既に廃業しており、申立期間当時の事業主に照会しても回答を得ることはできず、申立期間における申立人の正確

な勤務期間等の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、同僚への照会を行っても、申立人について記憶している元従業員はみられたものの、具体的な勤務期間まで記憶している者はみられないことから、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 1 日から 37 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 32 年に A 株式会社を設立し、代表取締役就任以来、47 年まで勤務していたが、社会保険庁の厚生年金保険加入記録では、申立期間が未加入期間となっている。代表者不在の会社は無いはずであり、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の供述から、申立人が申立期間について A 株式会社に勤務していたことは推認できるが、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、法人登記簿においても昭和 61 年 5 月 6 日に解散となっている上、当該事業所には当時の関連資料が保管されていないため、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、申立人は、A 株式会社が発立された当初から継続して代表取締役であったと主張しているが、法人登記簿役員欄によると、申立人は、当該事業所が発立された昭和 32 年 7 月に取締役就任し、その後代表取締役に就任したのは 36 年 8 月 30 日であることが確認できることから、申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

さらに、複数の元従業員に申立人の申立期間における正確な勤務期間等について照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の保管する A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 35 年 1 月 1 日付けで厚生年金保

険被保険者資格を喪失し、翌月 12 日に健康保険証が返納され、37 年 1 月 1 日に再び被保険者資格を取得したことが記録されており、資格喪失した 35 年 1 月 1 日以降に標準報酬月額が改定された記録も無い上、申立期間前後の申立人の健康保険の整理番号もそれぞれ※※番と※※番と異なっているため、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月21日から23年1月6日まで
(A株式会社)
② 昭和23年1月7日から24年3月31日まで
(A株式会社)

ねんきん特別便にA株式会社における厚生年金保険の加入期間の記載が無かったため、社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金を受給していることとされていた。

私は、脱退手当金を受給しておらず、また、当該事業所に勤務していた期間も違うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険業務センターが保管する申立人に関する厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す記載があり、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日は社会保険庁のオンライン記録の支給金額、支給年月日に一致している。

また、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない上、当時は、通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情

は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、A株式会社（社会保険庁のオンライン記録では、平成13年11月に株式会社Bに名称変更）に照会したところ、当時の資料は保管されていないため、申立人の勤務実態は不明であるとの回答であり、申立期間に係る申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人が記憶している申立期間当時の同僚については、いずれも所在不明であり、申立期間当時、A株式会社に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

さらに、A株式会社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び上記の厚生年金保険被保険者台帳の双方において、申立人の被保険者資格喪失日は昭和23年1月6日と記載されており、それ以降の期間において標準報酬の改定記録も無いため、社会保険事務所のこれらの手続に不自然な点はみられない。

このほか、申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 6 日から 42 年 7 月 21 日まで
(A 商店)
② 昭和 43 年 7 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで
(A 商店)

私は、申立期間について脱退手当金の手続をしたことはなく、受け取った覚えもないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書の領収欄には、昭和 47 年 2 月 25 日付けで、申立人の夫が、申立人の委任を受けて受領したことを示す署名及び押印が確認できる。

また、A 商店の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手 47. 2. 8」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から36年6月1日まで

A協同組合の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しているとのことだが、脱退手当金を受給できることも知らなかったし、脱退手当金を受給していないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、昭和36年10月27日にB社会保険出張所で申立人の母親が脱退手当金を代理受領したことを推認しうるに足る署名及び押印が確認できる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年10月20日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 36. 7. 22」が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 794 (事案 213 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 21 日から 30 年 3 月 1 日まで

私は、A株式会社を退職して、直ちに壁画修理の仕事をしていたので、脱退手当金を請求することは考えられない。

今回、A株式会社当時の同僚で、会計・社会保険事務を担当し、現在は税理士であるB氏から証言（「意見書」）が得られたので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険の資格喪失した者で5名に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち4名について資格喪失日から請求手続の時期は退職後間もないことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられること、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年4月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、当時の勤務先の会計・社会保険事務を担当していた元同僚（現在は、税理士）から証言（「意見書」）が得られたことを理由とする再申立てを受けて、再調査したところ、当該元同僚は、事業主による脱退手当金の代理請求は行っていなかったと供述しているものの、この意見書の内容自

体は、「年金記録確認第三者委員会において事業主による代理請求がなされたものと考えられるとしたのは、推定の域を出ないものであり、申立人の人柄等を勘案して第三者委員会は自己の責任において救済すべきもの」と主張するにとどまり、申立人が脱退手当金を請求しなかったことをうかがわせる資料とは認め難い。

また、当時、C県において管理していた厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金を支給したことを示す資格期間、支給金額、支給年月日等が記載されており、社会保険庁のオンライン記録に記載されている内容とも一致している。

このようなことを踏まえると、申立人が提出した新たな資料は当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認め難く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から 47 年 1 月 1 日まで
申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金を支給済みという回答があったが、脱退手当金を受領した覚えがないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、厚生年金保険被保険者資格喪失日後の昭和 47 年 1 月 20 日に受け付け、同年 3 月 22 日付けで小切手交付済の押印が有ることから、国庫金送金通知書により、脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 47 年 3 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。